



大教組、府労組連での要求が前進!! 「事前任用」⇒「前倒し任用」へ、適用範囲も拡大!! 育産休予定者に4月当初からの講師任用可能

大阪府・府教委は「臨時的任用教員の前倒し任用について」を1月13日付で通知しました。

大阪府・府教委は産休予定者への代替講師を年度初めから任用する「事前任用」を行っていましたが、新年度から、国でも「前倒し任用」が可能となる通知が出され、適用範囲が拡大されることとなります。

府の「事前任用制度」、令和3年から大教組、府労組連の要求、交渉で実現

事前任用(前倒し任用)は、講師不足で産休代替講師確保が難しいため、産休に入る時点で任用するのではなく、夏休みまでに産休予定の教員に対して4月当初から講師を任用する制度です。

府が独自に令和3年から導入していますが、従来大教組や府労組連の教員不足への対策として強く要求・交渉を続けてきたものが実現したものとなっています。

- 令和3年には
- ① 希望する市町村に、学校数にかかわらず、定数+1名を措置
 - ② 事前の任用対象は小学校のみ

- 令和4年には
- ① 年度初めから夏季休業日の前日までに産休取得する教諭を対象に、年度初めから講師を事前に任用(夏季休業日からの産休取得者は対象外)
 - ② 小学校に加えて中学校も対象とする

枚方でもすでに事前任用の講師が令和4年度からいくつかの学校に措置されており、引継ぎ期間も余裕ができて、スムーズに業務の移行ができるものと喜ばれていました。

国の「前倒し任用」で、府での適用範囲拡大

教員不足が深刻となる中で、文科省も11月1日に少人数指導の加配などを活用しながら年度初めからの「前倒し任用」ができるようにする通知を都道府県に出しています。これに伴って、大阪府では従来の措置をさらに拡大して適用することとされ、国の示す制度よりも範囲が広く適用されるものとなっています。

令和5年度からの変更点

- ① 名称を「事前任用」から「前倒し任用」に変更
- ② 適用範囲を「4/2～7/31」までに拡大(国は5月から7月を対象としている)
- ③ 産休だけでなく、育休取得も対象となる
- ④ 学級数の確定により任用が見込まれる場合も対象になる
5/1に学級減の可能性がある場合に、減少する学級数に応じた教員数を任用する
学級数が減少した場合、市町村内で最初に生じた欠員の代替として任用する

柔軟な対応で現場の教員不足への対応を

市教委は、学校現場にも制度内容を周知して、この「前倒し任用」の積極的な活用と、柔軟な運用が求められます。とりわけ、「育休取得者」が対象に加えられ、「学級の確定」にかかわる事前任用も加えられている点からも現場の取っては切実な要求となります。

終了したのに、また体力テスト!? 府教委 令和5年度～小3・4全員対象で計画 必要性、有効性本当にあるのか!!

大阪府は令和5年に「ICT活用による子どもの体力向上事業」として府下の小3・小4全員を対象にICTを活用した体力テスト・調査の実施を計画しています。(大阪府教育庁「ICT活用による子どもの体力向上事業(小学3・4年生スポーツテスト)」に係る学習支援システム制作・運営管理委託業務について」資料より)

昨年の府教育庁資料では、令和5年から令和7年までの計画で、4～7月未までの期間に体力テストを実施、タブレットなどで子どもがデータ入力を行うイメージを描いています。

枚方では、市教委が小学1年から全員対象にした体力テストを実施、子どもや現場の負担が大きく、有効性、必要性に強い疑問が現場などから根強く、ついこの間に廃止されたばかりになります。

文科省は以前から小学5年生に「全国体力テスト」の実施してきています。枚方では小学校背負対象の体力テストがやっと終了したのに、今度は府教委から、新たな負担、課題が現場に押しつけられようとしています。

現場にとってはやっと終了したのにまた復活? 一体、有効性や必要性が本当にあるのか、どう考えても理解出来ません。

府立高校、今後5年で9校程度募集停止案

吉村知事の大阪維新の会はさらに50校の統廃合提言

大阪府は府立学校条例によって、年連続定員割れなどで府立高校を統廃合対象校にして、統廃合を進めてきています。すでに、2012年以降20校の募集停止が決まっています。

1/23(月)の大阪府教育委員会会議ではさらに、2023年～2027年の5年間で府立高校9校程度の募集停止案を提示、3月の会議で最終決定するとしています。

昨年8月には、平野、かわち野、美原高校の24年春入試からの入試の停止、統合を公表しています。また、2022年春入試では3年以上の定員割れの高校は17校あったとされています。

府立高校150校のうち50校を統廃合!?

維新政治で、地域の府立高校がなくなっていく

この大規模な府立高校統廃合の背景には維新政治による強引な政策があります。大阪維新の会は2021年約150校の府立高校を、2035年をめぐりに約100校までに統合することを吉村知事に提言しています。

橋下元知事から「私立無償化」などで一気に支持を集めましたが、府立高校は次々統廃合が進められ、私学無償化も低所得者へ限定されてきています。万博やカジノ・IRには府民の税と財産をつぎ込み、「身を切る改革」で府民全体への負担転嫁、子どもの教育権置き去りの政策と進めていると言えます。

大阪の公教育を守り、子どもたちの教育を保障していくために、力を合わせて声をあげましょう。

世界で異常な日本の教員業務、勤務状況 少人数学級拡充・教員増、業務の大胆な見直しが急務

「非常事態」「危機的状況」の教員不足、文科省「特別教員免許」で免許なくても採用を

現場で教員不足が深刻になり、教育活動の維持さえも難しくなっています。文科省も 2021 年から「教師のバトン」などの取り組みも始め、2022 年 1 月には実態調査で全国で2558 人の教員不足(2021 年 4 月時点)が明らかにされ、4 月には教員免許がなくても「特別免許」「臨時免許」で教員として採用できるよう都道府県に通知を発送しています。

まさになりふり構わない教員確保策しか打ち出していない。必要な教員確保できないのに、下ろされた課題、成果は現場に求める、行政の運営としては「非常事態」「危機的状況」です。

文科省有識者会議で給特法見直し検討、世界で際立つ教員業務

文科省は、教員確保のため、給特法の時間外手当が支給対象となっていない点についても検討を始めるために、有識者会議を昨年 12 月から始めています。

その有識者会議の論議の中で、日本の教員の勤務状況、業務の多さが際立っていることが提出資料から明らかになっています。右の資料参照

欧米では、登下校指導、給食指導、清掃指導や家庭訪問、学校運営に関する業務はほぼ対象外となっており、授業などに専念できることが当たり前の前提とされています。

勤務についても長期休業中や授業時間以外の学校勤務の義務がないところがほとんどで、教員に勤務の裁量や自主性が大幅に認められています。

自校採点、体力テスト、部活動… 教員不足なのになぜ見直さない

一方日本では、一覧表のほとんどの業務に何らかの形で従事せざるを得ず、「子どものため」の名目なら果てしなく長時間勤務を余儀なくされるのが実態です。

採点が返ってくるのが分かっているのに「自校採点」、必要性・有効性も理解できなくても「体力テスト」、土日の出勤を常態化させる「部活動」・外国の先生が聞いたら一体どう思うのかという異常な勤務状況を放置してきた行政に重大な責任があります。

業務を大胆に見直し、教育委員会からの現場の教育活動への拘束を減らして、学校・教員の自主性・裁量権を大幅に保障することはすぐに取り組むべきです。

山梨県は 25 人学級を小学3・4年生に拡大！ 国・大阪府の責任で拡充を

山梨県はすでに独自に小学 1・2 年生で 25 人学級を実施、さらにこの 4 月から 3・4 年生に順次拡大する方針を示しています。

国は小学校全学年の 35 人学級計画を進めていますが、先進国では 30 人以下は常識です。大阪府に至っては、府独自の少人数学級を頭から否定する、時代に逆行した市政を全く変えていません。

少人数学級拡充と教員増は、当たり前の教育を子どもたちに保障し、教員が生き生きと働けるために当たり前の前提です。国や大阪府はそのために責任を持って取り組むべきです。

また枚方市も、国の 35 人学級が 4 月から小 4 に拡大されることにともない、市独自の 35 人学級の小 5 以上への拡大について、市議会であらためて行わないことを表明しています。

高槻市は、中学校の 2022 年に中 1 で、2023 年には中 3 までの 35 人学級実施、2022 年から中学校給食無償化まで実施しています。枚方でも不可能ではないことを示しています。

全教（全日本教職員組合）の枚方教職員組合のニュースです

諸外国における教員の役割

	ドイツ	フランス (小学校)	アメリカ	フランス (中学校)	フィン ランド	イギリス	日本
児童生徒の指導にかかわる業務	登下校の時間の指導・見守り	×	×	×	×	×	△
	出欠確認	○	○	○	○	○	○
	欠席児童への連絡	○	×	×	×	○	○
	朝のホームルーム	×	×	×	×	○	○
	授業	○	○	○	○	○	○
	教材購入の発注・事務処理	×	×	×	×	×	△
	成績情報管理	○	×	○	○	○	×
	教材研究	○	○	○	○	○	○
	教材準備（印刷や物品の準備）	○	○	○	○	○	×
	課題のある児童生徒への個別指導、補習指導	○	△	○	○	○	△
	体験活動	△	○	○	○	○	△
	体験活動の運営・準備	△	△	○	○	○	△
	試験問題の作成、採点、評価	○	○	○	○	○	○
	試験監督	○	○	○	○	○	○
	給食・昼食時間の食育	×	×	×	×	×	×
	休み時間の指導	○	×	○	×	○	×
	校内清掃指導	×	×	×	×	×	△
	運動会、文化祭などの運営・準備	○	×	○	×	○	○
	避難訓練、学校安全指導	○	△	○	△	○	○
	進路指導・相談	△	△	△	×	△	○
健康・保健指導	○	×	×	×	×	△	
問題行動を起こした児童生徒への指導	△	×	△	○	△	○	
カウンセリング、心理的なケア	△	△	×	○	△	×	
授業に含まれないクラブ活動・部活動の指導	△	△	△	×	×	△	
児童会・生徒会指導	○	△	○	×	△	○	
学校の運営にかかわる業務	教室環境の整理、備品管理	○	×	○	○	△	×
	校内巡視、安全点検	△	×	×	×	×	△
	国や地方自治体の調査・統計への回答	△	×	×	×	×	△
	文書の受付・保管	△	×	×	×	×	△
	予算案の作成・執行	△	×	×	×	×	×
	施設管理・点検・修繕	×	×	×	×	×	×
	学校徴収金の徴収・管理	△	×	×	×	×	△
	教員の出張に関する書類の作成	△	×	×	×	×	×
	学校広報（ウェブサイト等）	○	×	×	×	×	○
	児童生徒の転入・転出関係事務	×	×	×	×	×	△
対外事務	家庭訪問	△	×	×	×	×	○
	地域行事への協力	×	×	○	○	○	△
	地域のボランティアとの連絡調整	×	×	×	×	×	△
	各国の○+△の割合	76%	37%	50%	42%	53%	42%

登下校、給食、清掃指導は日本だけ
学校運営にかかわる事務も他の国は対象外

諸外国の教員の休業中の勤務、時間外手当の支給

	休業中の勤務	時間外手当の支給
韓国	△ 長期休業中に学校に来ることが少なく、「自主研修」を行っている。長期休業中も給与支給	○ 時間外手当は1日4時間、月57時間を上限に校長決済で支給。
ドイツ	×	△ 担当授業時間以外に勤務する義務がない。授業準備等は支給対象外、時間外手当はあっても実質支給が少ない
フィンランド	×	△ 授業時数が労働協約で定められ、それを超える授業に手当を支給。授業時間以外の勤務には手当を支給。
フランス	×	×
アメリカ	×	×
イギリス	×	×

「質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会」2022年12月22日資料より

ほとんどは授業時間以外には勤務の義務がなく、長期休業中も勤務の必要なし

枚方教組に加入して学校や働き方を変えていきましょう